

令和5年鉾田市農業委員会6月定例総会議事録

日 時	令和5年6月26日（月）午後2時00分																																																																														
場 所	福祉事務所 2階 会議室																																																																														
出欠状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1番</td><td>新堀 隆</td><td>出</td><td>13番</td><td>齊藤 新一</td><td>出</td></tr> <tr><td>2番</td><td>坪沼美知子</td><td>出</td><td>14番</td><td>飯岡 政一</td><td>出</td></tr> <tr><td>3番</td><td>宇佐見達夫</td><td>出</td><td>15番</td><td>窪 伸衛</td><td>出</td></tr> <tr><td>4番</td><td>菅谷 美尚</td><td>出</td><td>16番</td><td>山口 正重</td><td>出</td></tr> <tr><td>5番</td><td>永井 司</td><td>出</td><td>17番</td><td>関根 薫</td><td>欠</td></tr> <tr><td>6番</td><td>海東 一</td><td>出</td><td>18番</td><td>海老原康廣</td><td>出</td></tr> <tr><td>7番</td><td>草野 克信</td><td>出</td><td>19番</td><td>大貫 修一</td><td>出</td></tr> <tr><td>8番</td><td>平沼 要司</td><td>出</td><td>20番</td><td>小沼 藤雄</td><td>欠</td></tr> <tr><td>9番</td><td>長峰 克巳</td><td>出</td><td>21番</td><td>菅谷 幸子</td><td>出</td></tr> <tr><td>10番</td><td>森作 秀裕</td><td>出</td><td>22番</td><td>井川 栄</td><td>出</td></tr> <tr><td>11番</td><td>小沼 正</td><td>出</td><td>23番</td><td>箕輪美代子</td><td>出</td></tr> <tr><td>12番</td><td>永井 俊齋</td><td>出</td><td>24番</td><td>梶間 幸一</td><td>出</td></tr> </tbody> </table>	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出	2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出	3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出	4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出	5番	永井 司	出	17番	関根 薫	欠	6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出	7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出	8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	欠	9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出	10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出	11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出	12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出
番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠																																																																										
1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出																																																																										
2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出																																																																										
3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出																																																																										
4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出																																																																										
5番	永井 司	出	17番	関根 薫	欠																																																																										
6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出																																																																										
7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出																																																																										
8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	欠																																																																										
9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出																																																																										
10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出																																																																										
11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出																																																																										
12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出																																																																										
事 務 局	櫻井局長 海老原局長補佐兼係長 鬼澤係長																																																																														
議 長	14番 飯岡政一（会長）																																																																														
議事録署名人	8番 平沼 要司 9番 長峰 克巳																																																																														
書 記	海老原局長補佐兼係長																																																																														
議 題	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の承認について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定，移転を伴う転用許可について</p> <p>議案第4号 農地改良協議に対する同意について</p> <p>議案第5号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第6号 農地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について</p> <p>議案第7号 令和6年度国・県・市町村農業施策に関する要望に</p>																																																																														

	<p style="text-align: center;">ついて</p> <p>議案第8号 「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議 (案)について</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権 利移動届出について</p> <p>報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の 権利移動届出について</p> <p style="text-align: center;">そ の 他</p>
<p style="text-align: center;">事 務 局</p>	<p style="text-align: center;">(開 会)</p> <p>ただいまより令和5年銚田市農業委員会6月定例総会を開会いた たします。</p> <p>開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いします。</p>
<p style="text-align: center;">会 長</p>	<p>どうも皆さんこんにちは。やはり夏本番になってきましたね。今日、かなり気温のほうも上がっておりますけれども、この中にある限りはそんなに暑さは感じないと思っておりますけれども、外に出れば、かなり今日は今年に入ってから気温が上がって、二十七、八度くらいになるのではないかと感じております。体のほうも体調を崩さないように、どうぞ皆さんで頑張ってくださいいただければいいと思 います。</p> <p>それと、この間、私局長と東京のほうに、全国農業委員会会長会議というのが全国のでありましたので、国会議員の方にいろいろ要望なり何かで提出した市町村もありました。その中で場所を変えて違うところでやったのですが、全国の農業委員の方々から、全国農業会議所の方がいろいろな質問にに応じてくれましたけれども、やはり多いのは、全国でも問題になっているのは、今までは5反歩以上持っていないと農地は買えない。これが2反歩でも買えるということで、非常にそういう質問が多かったです。これは全国的にも問題になるということで、全国農業会議所のほうの方々も非常に興味を持って、このままではまずいということで、早速国の機関のほうに要望書を提出して変えてもらうような、そんな話がありました。</p> <p>やはりそれは銚田の農業委員会ばかりでなく、全国でも2反歩でも買えてやるということでは非常に困るということで、例えば会社に勤めていて、それで61歳か2歳になって定年になりました。2反歩でも買えるということで、それで買ってやっけていて、その方がもし仮に病気がなりお亡くなりになった場合には、子供も相続しな</p>

	<p>い。余計耕作放棄地ができるのではないかと、そういう方がいました。</p> <p>それと、中には不動産屋が土地をまとめて買って、わざわざ2反歩ずつに切り売りしているような、そういうところも見受けられるという。栃木県のほうではそういうこともあるということが、不動産屋が動いているということで、やはり国が何かを決めれば、その決めたことに対して頭のいいというか、賢いというか、そういう方はそれをうまく利用して、農地をだんだん加えて、せっかく大きくしようと思っているのにかかわらず、2反歩ずつ区切って切り売りするような、そういう現象が起きている地域もあるそうでございますので、やはりこれは全国的にも問題になっていると。そういう質問が多かったので、皆様に報告のほうをしておきたいと思います。</p> <p>それから、昨日市議会議員の選挙も無事に終わりました、当選した方、皆さんいらっしゃって、1人オーバーでしたけれども、投票率が前回を下回りました、52%。前は61%くらい、60.82%くらいあったのですが、今回の場合は51%くらいで、投票率も非常に少ないということで、そういうところも関心を持っていただいて、できれば知っている人には、皆さん投票に行くようにということでお願いを私はしておりますけれども、皆さんからも投票率を上げて、そういう関心を持っていただけるようにしてもらえればいいかなと思っております。</p> <p>そういうことで、いろいろまとまらない話のほうもしましたけれども、今日もいろいろ案件ありますので、ひとつ皆様の慎重審議のほうをよろしく願いいたします。</p> <p>事務局 ありがとうございます。</p> <p>議長 定例総会の議長につきましては、鉾田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事進行を飯岡会長にお願いいたします。</p> <p>議長 ただいまの出席委員は22名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、鉾田市農業委員会6月定例総会を開会いたします。</p> <p>本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。</p> <p>会期を本日1日限りと決定したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>議長 異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。</p>
--	--

議	長	次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)	
議	長	異議なしと認めます。会議録署名人に、8番 平沼要司 委員、9番 長峰克巳 委員の両名をご指名いたします。	
議	長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。	
議	長	議案の審議に入る前に諸報告を行います。 17番 関根 薫 委員、20番 小沼 藤雄 委員から、欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。	
議	長	これより議事に入ります。 (議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)	
議	長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」を議題といたします。	
議	長	番号1番から番号15番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。	
事	務	局	番号1番から番号15番まで、ご説明いたします。申請件数につきましては15件、地目、田3筆、畑20筆、計23筆。面積は7万3,632平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買8件、普通贈与7件となっております。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。 詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと

<p>議 長 新堀隆委員</p>	<p>存じます。 以上でございます。</p> <p>それでは、番号1番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>1番の新堀です。申請番号1番の案件について説明いたします。 譲渡人、■■■■さんと譲受人、■■■■さんは親子の関係でございます。このたび、■■■■さんの農業経営の安定を図るために、贈与契約が成立したとのことです。■■■さんは、雇用を入れると8人でメロンとトマトを生産しているそうです。場所は、銚田北中と銚田農業高校のちょうど中間くらいに位置しております。問題のない案件と思われるので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長 海東一委員</p>	<p>続きます、番号2番、番号3番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>6番の海東です。申請番号2番の説明をいたします。 受け人、■■■■さんと、渡し人、■■■■さんは親戚の間柄でございます。このたび、■■■■さんが自分で新規の就農として自家野菜を作りたいとのことにより、贈与契約が円満にまとまったということでございます。20日、事務局と説明を聞きに行っていました。■■■■さんは、■■■で■■■■を営んでおり、農機は自分で持っているとのことです。■■■さんは販売目的ではなく、自家製野菜を作っていきたいということで、申請地を取得したいということでございます。以上のような理由から、取得後も耕作を行うと認められ、地域との調和要件において支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思っておりますので、よろしく審議のほどをお願いいたします。</p> <p>続いて、申請番号3番について説明をいたします。受け人、■■■■さんと、渡し人、■■■■さんは義兄の間柄でございます。このたび、■■■■さんは、■■■■を職員5名で行っております。障害者に畑作作業を体験させたいため、新規就農したいということで、贈与契約が円満にまとまったということでございます。20日に事務局と説明を聞きに行っていました。■■■■さんの実家は、■■■■、■■■■を実兄が営んでおり、実兄に耕作の手伝いを受け、野菜、コマツナ、サツマイモ、ホウレンソウ等を障害福祉者と共に作っていきたいということで、申請地を取得したいということでございます。以上のような理由から、取得後も耕作を行うと認められ、地域との調和要件において支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権</p>

<p>議 長</p>	<p>利移動に係る許可要件について問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどをお願いします。</p>
<p>草野克信委員</p>	<p>続きまして、番号4番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>7番、草野です。4番について説明いたします。</p> <p>譲受人、■■■さんと、譲渡人、■■■さんはおいとおじの関係です。紅葉生まれの■■■さんが高齢になり申請地の管理ができなくなり、おいの■■■さんに贈与をすることになったそうです。■■■さんは、ハウスメーカーに勤めていますが、土、日を利用して新規就農し、野菜を作り、直売所にも出荷したいとのこと。作業場もあり、小型耕運機を購入し、約3キロメートル離れた畑を守るそうです。下限面積撤廃後の案件ですが、問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>森作秀裕委員</p>	<p>続きまして、番号5番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>10番、森作です。5番について説明いたします。</p> <p>譲受人、■■■さんと、譲渡人、■■■さんは夫婦の関係でございます。養鶏業を営んでおりました。今まで畑を作っておりましたが、借地として貸していた畑にサツマイモを作って、乾燥芋を作りたいという奥さんの希望がありまして、このたび贈与契約が結ばれたということです。問題のない案件かと思いますので、よろしくご審議お願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>海老原康廣委員</p>	<p>続きまして、番号6番、番号7番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>18番、海老原です。6番についてご説明します。</p> <p>譲受人、■■■さんと、譲渡人、■■■さんは友人関係の間柄でございます。このたび、■■■さんの新規就農でございます。■■■さんは、カンショ、乾燥芋を作りたいとのこと。地域との調和要件においても支障がないと考えられます。売買契約も円満にまとまったそうです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、7番についてご説明します。譲受人、■■■さんと、譲渡人、■■■さんは親子の間柄でございます。親から子への経営移譲でございます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号8番について地元委員の説明を求めます。</p>

<p>大貫修一委員</p> <p>議 長</p>	<p>19番, 大貫です。8番についてご説明いたします。</p> <p>譲受人, ■■■さんと, 譲渡人, ■■さんは, まず話しますと, ■■さんが農業を始める前に特殊作業の運送業をしておりましたが, 農業を始めるということで, 始める前に上釜のほうの盛大にやっている農家のほうに実習に行きました。そこの先で農業をやめるということで, そこで結構借りていた土地を自分で作るようになり, 農業機械を買って, また実習生たちもそこから預けられて, 430アールというのは■■■さんの名義で借りた土地であり, お父さんの名義もあると, 結構な面積を作っております。■■■さんの農地も借りて作っていたわけでありましてけれども, このたび■■■さんのほうから買ってくれないかという話もあり, 売買となったとのことです。■■■さんは, サツマイモ, ジャガイモ, 大根, ニンジン等を作っています。それで, 契約が円満にまとまったとのことです。何ら問題ない案件と思われまますので, 審議のほどよろしくお願ひします。</p> <p>続きまして, 番号9番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>永井司委員</p> <p>議 長</p>	<p>5番, 永井です。9番について説明いたします。</p> <p>譲受人, ■■■さんと, 譲渡人, ■■さんは, ■■さんのお父さんと■■■さんが知人の間柄でありまして, このたび農地を持ってもらえないかと相談を受けて売買が成立しましたので, ■■さんの後継者の名義にするということで, 円満に売買が成立したそうでございますので, よろしく審議お願ひしたいと思ひます。</p> <p>続きまして, 番号10番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>菅谷幸子委員</p> <p>議 長</p>	<p>21番, 菅谷です。10番の案件について説明いたします。</p> <p>譲受人, ■■さんと, 譲渡人, ■■さんとは知人の間柄でして, このたびお互いの話合いにより, 売買契約が円満に成立したとのことです。■■■さんは, 農業経営規模拡大ということですので, これからもその土地を耕作していくものと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>番号11番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>小沼正委員</p>	<p>11番, 小沼です。申請番号11番について説明いたします。</p> <p>譲受人, ■■■さんと, 譲渡人, ■■■さんは親子の間柄でございます。このたび, 経営安定化ということで贈与することになったということです。■■■さんは, メロン, ミニトマトなどを</p>

<p>議 長</p>	<p>中心とした農家であり、経営面積も2.4ヘクタールあります。経営の安定化するため、申請地を■■■■■さんに名義を変えたいとのことです。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>窪伸衛委員</p>	<p>続きまして、番号12番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>15番、窪です。12番についてご説明いたします。</p> <p>譲受人、■■■■■さんと、譲渡人、■■■■■の間で、このたび■■■■■さんの経営規模拡大ということで売買契約がまとまったということです。■■■■■さんはサツマイモなどを中心とした農家であり、経営面積も6.4ヘクタールあり、後継者も熱心に取り組んでおります。サツマイモを増産するため、申請地を取得したいということでございます。以上のような理由から、譲受人は取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件において支障がないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>井川栄委員</p>	<p>続きまして、番号13番、番号14番、番号15番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>22番、井川です。13番についてご説明いたします。</p> <p>譲受人、■■■■■さんと、譲渡人、■■■■■の間で、■■■■■さんの経営規模拡大の点から売買契約がまとまったということとあります。■■■■■さんは、サツマイモ中心の農家であり、経営面積も7町3反あります。後継者も熱心に取り組んでおります。以上のようなことで、権利移動に係る許可要件についても問題ないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、申請番号14番、■■■■■さんと、譲渡人、■■■■■の間で売買契約がまとまったということとあります。■■■■■さんもサツマイモを中心とした大規模農家であり、後継者も熱心に取り組んでおります。何ら問題ない案件と思われまので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>続きまして、15番の申請でございます。譲受人、■■■■■さんと、譲渡人、■■■■■さんはご近所の間柄であります。このたび、■■■■■さんが高齢でありまして、隣接する■■■■■さんの経営規模拡大ということで売買がまとまったということとあります。■■■■■さんは、メロンを中心とした農家であります。問題ない案件と思われまので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>

議 長	<p>それでは、番号1番から番号15番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番から番号15番について申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号1から番号15番を申請どおり許可と決定いたします。</p> <p>(議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の承認について)</p>
議 長	<p>続きます。議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の承認について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>番号1番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
事 務 局	<p>許可を受けた土地、XXXXXXXXXX，畑，498平方メートル。同じくXXXXXXXXXX，畑，615平方メートル。計2筆，1,113平方メートル。転用事業者、XXXXXXXXXX，XXXXXXXXXX，XXXXXXXXXX，XXXXXXXXXX。転用施設、車庫，資材置場，駐車場。119.24平方メートル。事由，平成29年に農地法5条の許可を受けておりますが，規模縮小に伴い，XXXXXXXXXXを事業用地とする必要がなくなったため。当初許可年月日，平成29年11月24日。 詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。以上でございます。</p>

<p>議長 箕輪美代子委員</p>	<p>それでは、現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>23番、箕輪です。1番について説明いたします。 場所は、地図1ページの左側です。去る6月15日、21番、菅谷委員、22番、井川委員と私、事務局で現地調査をしてまいりました。申請地は平成29年に農地法の許可を受けておりましたが、規模縮小ということで改めて申請が出ております。集団性の低い農地でありますので、農地区分としては、第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として計画変更の承認は可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議長 海東一委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>6番、海東です。申請番号1番について説明を行います。 現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。申請地は地図1ページ、左側を御覧ください。通称住宅地スカイタウンを南側へ300メートルぐらいに位置しております。周りには住宅が建っております。渡し人、[]さんと、受け人、[]さんは知人の関係でございます。このたび、申請人、[]さんが、平成29年に農地法5条の許可を建築用の駐車場、資材置場で受けましたが、規模縮小に伴い事業用地とする必要がなくなったため、倉庫、駐車場、資材置場に新たにしたいということで申請を出したということでございます。問題のない案件と思われまますので、よろしく審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番を申請どおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり承認することに決定いたします。</p>

		<p>(議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定, 移転を伴う転用許可について)</p>
議	長	<p>続きます。議案第4号「農地法第5条の規定による権利の設定, 移転を伴う転用許可について」を議題といたします。</p>
議	長	<p>番号1番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
事	務	<p>番号1番, 権利, 贈与。申請地, [REDACTED], 地目, 畑, 面積141平方メートル。譲受人, [REDACTED], [REDACTED]。譲渡人, [REDACTED], [REDACTED]。転用施設, 農業用格納庫兼住居, 119.79平方メートル。事由, 農地法の許可を得ずに, 平成18年9月頃から農業用格納庫兼住居として整備して使用していましたので, 是正の申請をします。なお, この案件につきましても, 既に使用されているため, 始末書が添付されています。詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。以上でございます。</p>
議	長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
	菅谷幸子委員	<p>21番, 菅谷です。1番について報告いたします。去る6月15日に, 22番, 井川委員, 23番, 箕輪委員, そして私と事務局で現地調査を行いました。場所については, 3ページの右側の位置になります。申請地は, 第1種農地と判断いたしました。農地法の許可を得ずに, 平成18年9月頃から農業用格納倉庫兼住宅として整備して使用していましたので, 是正の申告をし, 始末書を添付したそうです。農地許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断いたしましたので, ご報告いたします。</p>
議	長	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
	梶間幸一委員	<p>24番, 梶間です。20番, 小沼委員の説明案件ですけれども, 代わりに番号1番について説明します。現況調査員の皆様, ご苦労さまでした。場所は, 8ページの右側</p>

	<p>場所については、地図2のページの左側になります。申請地は、第2種農地と判断しました。農地法の許可を得ず駐車場として無断で利用しておりましたので、是正の申告をしております。これも始末書添付であります。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長 梶間幸一委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>24番、梶間です。番号2番について説明します。</p>
	<p>現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、2ページの左側を御覧ください。国道51号線、植田商店を沢尻本郷のほうに1キロぐらい下り、沢尻本郷公民館の前にあります。譲渡人、XXXXXXXXXXさんと、譲受人、XXXXXXXXXXさんは親戚の関係でございます。譲受人、XXXXXXXXXXのほうに子供が生まれ手狭となったため、親の住んでいる屋敷の続きの申請地に住宅を建築したいということでございます。売買契約が円満にまとまりました。また、農地法の許可を得ずに駐車場として無断で使用しておりましたので、始末書が添付されております。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。</p> <p>(議案第4号 農地改良協議に対する同意について)</p>

議 長	続きますて、議案第4号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、届出地、 XXXXXXXXXX 、田、500平方メートル。申請人、 XXXXXXXXXX 、 XXXXXXXXXX 。目的、田畑転換。期間は令和5年7月31日までとなっております。以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
箕輪美代子委員	23番、箕輪です。1番について説明いたします。場所は、地図2ページの右側になります。申請地は、道路との高低差が結構ありまして、雑草が生い茂っておりました。農地改良制度の要件から判断して、農地改良の目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として同意可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
議 長	地元委員の説明を求めます。
梶間幸一委員	24番、梶間です。20番、小沼委員の説明案件ですけれども、代わりに番号1番について説明します。現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、2ページの右側を御覧ください。旭西小から真っすぐ大戸地区のほうへ1キロくらい向かったところにあります。田んぼの高低差をなくして畑にするということです。土は、小美玉市の近くにある山砂を運ぶそうです。作物はビルベリーを作るそうです。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を協議どおり同意することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

議	長	異議ないものと認め、番号1番を協議どおり同意することに決定いたします。
議	長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	番号2番、届出地、 XXXXXXXXXX 、田、717平方メートル。
局		申請人、 XXXXXXXXXX 、 XXXXXXXXXX 。目的、田畑転換。期間は令和5年10月31日までとなっております。以上でございます。
議	長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けてお願いいたします。
井川栄委員		22番、井川です。2番の案件について現地調査の報告をいたします。 去る6月15日に、先ほどからありましたように3人の委員で現地調査を行いました。場所については、地図3ページの左側、いこいの村涸沼のサッカー場が涸沼沿いにあります。その県道からサッカー場へ入る道路の角に XXXXXXXXXX という喫茶店があります。その裏手になります。喫茶店の持ち主が XXXXXX さんであります。現地調査の3人の意見として、実現の確実性、計画面積等適と認めたので、3人の総合意見として可と判断しました。高低差解消、道路と高低差があるために、客土をしたいという申請であります。客土の土は、稲敷の赤土を使用するということでもあります。問題ない案件でありますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議	長	それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を協議どおり同意することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、番号2番を協議どおり同意することに決定いたします。

議 長	続きますして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号3番、届出地、 XXXXXXXXXX 、田、1,000平方メートル。申請人、 XXXXXXXXXX 、 XXXXXX 。目的、田畑転換。期間は令和5年9月30日までとなっております。以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けてお願いいたします。
井川栄委員	<p>22番、井川です。3番の件について現地調査の報告をいたします。</p> <p>地図の3ページ、右側になります。場所は、県道の銚田下太田線が地図の左側のほうにありまして、田崎郵便局から東へ500メートルぐらい行ったところのところに申請地があります。高低差のある農地でありますので、客土をして農地改良したいという申請であります。目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。XXXXXXさんは、自分の家の道路の土留め工事の残土が出るので、それをその申請地に客土したいということであります。XXXXXXさんは大規模なサツマ農家であります。何ら問題ない案件と思われるので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号3番を協議どおり同意することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、番号3番を協議どおり同意することに決定いたします。</p> <p>(議案第5号 農用地利用集積計画の決定について)</p>

		て)
議	長	続きます、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
議	長	事務局に説明させます。
事	務	申請件数につきましては、30件、合計で86筆、面積21万5,844.10平方メートルです。利用権の種類でございますが、賃貸借39筆、使用貸借47筆となっております。内訳につきましては、新規23筆、再設定63筆となっております。
		以上でございます。
議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。
		(質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第5号を、申請どおり農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。
		(議案第6号 農地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について)
議	長	続きます、議案第6号「農地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について」を議題といたします。

議 長	事務局に説明させます。
事 務 局	<p>議案第6号について、ご説明いたします。この件につきましては、農林振興公社が農地の貸し手と利用権、中間管理権を設定し貸付けを希望する農家へ貸出しするために、市町村が農地利用配分計画を作成することとなっており、その配分計画について、鉾田市から意見を求められているものです。申請人につきましては1名、筆数は3筆で、合計面積は3万2,911平方メートルとなっております。意見書の内容につきましては、記載のとおりとなっております。</p> <p>令和5年6月26日、鉾田市農業委員会、会長、飯岡政一。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>議案第6号 農地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定については、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。</p> <p>(議案第7号 令和6年度国・県・市町村農業施策に関する要望について)</p>
議 長	<p>続きまして、議案第7号 「令和6年度国・県・市町村農業施策に関する要望について」を議題といたします。</p>
議 長	事務局の説明を求めます。
事 務 局	<p>議案第7号について、ご説明いたします。この件につきましては、茨城県農業会議から意見の集約の依頼がありまして、先月の定例総</p>

		<p>会にて農業委員，別の会にて農地利用最適化推進委員の皆様に，6月12日まで意見・要望書の提出をお願いしたところ，今回農業委員2名，農地利用最適化推進委員3名から意見書の提出をいただきました。提出された方は少ないのですが，提出いただいた意見を踏まえまして，農政部会において検討・集約後，農業会議へ報告したいと考えております。つきましては，銚田市農業委員会会議規則第27条第1項によりまして，意見集約を農政部会へ付託していただきたく，よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議	長	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第7号 令和6年度国・県・市町村農業施策に関する要望について，農政部会に取りまとめを付託することに，ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議ないものと認め，農政部会において取りまとめした意見を，茨城県農業会議へ報告することといたします。</p> <p>(議案第8号 「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議(案)について)</p>
議	長	<p>続きまして，議案第8号「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議(案)について」を議題といたします。</p>
議	長	<p>事務局の説明を求めます。</p>
事	務	<p>局</p> <p>全国農業新聞についてですが，現在，各農業委員におかれまして もご購読いただいているところでございます。今後，さらなる購読</p>

	<p>数の増加を目指して取り組んでいくため、5月に開催された県全体の農業委員会会長・局長会議においても、新規購読者の確保について話し合われました。また、今回、茨城県農業会議より、農業委員・推進委員による普及推進に関する申し合わせ決議について、総会で採択する取組のほうが求められておりますので、議案に上程いたしました。この全国農業新聞の普及推進については、農業委員会の重要な業務の一つとして位置づけられており、掲載内容についても、各地の先進事例や、身近な情報等も掲載されておりますので、農業経営に役立つ情報もあると思われます。ですので、お知り合い等で興味のある方などいらっしゃいましたら、ぜひお勧めいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議（案）について、読み上げます。</p> <p>「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議。</p> <p>農業委員会の最重点事項として位置づけられている「農地利用の最適化」の推進にあたっては、農業委員会の情報提供活動が必要不可欠であることから、農業委員会組織が行う「農地利用の最適化を強化するための全国農業新聞普及推進3カ年運動」に呼応し、農業委員会関係者が一丸となって全国農業新聞を活用した情報提供に取り組むため、本総会において下記の3点の取り組みを強力に進めることを申し合わせ決議する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農業者や農村現場への農政情報の普及・浸透と、地域の情報発信を行うため、全国農業新聞を活用した情報提供を行う。 2. 農業委員・農地利用最適化推進委員1人当たり毎年1部以上の新規購読者の確保を目標に普及推進を行う。 3. 令和5年11月末までに購読部数92部の達成を目指す。 <p>令和5年6月26日、鉾田市農業委員会。 以上でございます。</p> <p>議 長 これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p style="text-align: center;">（質疑なしの声あり）</p> <p>議 長 質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第8号 「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議（案）については、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p>
--	--

<p>議 長</p>	<p>異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。</p> <p>(報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>3件の届出がございました。7筆で合計面積は1万4,557平方メートル。全て合意解約となっております。 以上でございます。</p> <p>(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)</p>
<p>議 長</p>	<p>報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>6件の届出がございました。44筆で面積につきましては合計で6万2,461平方メートルでございます。相続による所有権移転となっております。 以上でございます。</p> <p>(報告第3号 農地法第3条第1項第13号の</p>

		<p>規定による農地等の権利移動届出について)</p>	
議	長	<p>続きますして、報告第3号 「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>	
事	務	局	<p>1件の届出がございました。地目、畑，2筆で、合計面積2，382平方メートルでございます。添付書類を含め、事業要件を満たしておりますので、令和5年5月18日付で会長専決処分により書類を受理いたしました。 以上でございます。</p>
議	長	<p>以上で、議案の審議及び報告を終わります。</p>	
議	長	<p>その他，農業者年金加入推進部長について。 農業者年金加入推進部長は、例年会長が行ってきており、加入推進を実施してきたところであります。本年度からは、不名誉なこと でございますが、農業者年金特別対策地域として、銚田市は加入推進重点市町村に指定されました。そのため、加入推進を重点的に行 っていくために、今年度の加入推進部長は農業者年金制度を理解し、制度の普及と加入推進の意欲を持つ者で、農業者年金を受給さ れてよさを知っている委員さん2名をお願いすることにさせていただきました。加入推進部長に22番，井川栄委員，23番，箕輪 美代子委員をお願いをいたします。今年度目標達成できるように、各農業委員の情報交換や加入推進活動の働きかけ、サポートを積極 的にお願いいたします。 では、事務局，お願いします。</p>	
事	務	局	<p>まず、農業者年金の加入推進部長としまして、井川委員と箕輪委員のお二人のほうに進めていただければと思います。 今回、その他の中で、お手元の緑の封筒，こちらのほうを御覧 いただきたいと思います。こちらのほうは、昨年度もお願いして おりますけれども、農業者年金の加入推進の対象者名簿につ いて、該当のある委員さんのお手元に配付させていただきました。今回は認定農業者の名簿からさらに見直しを 図りまして、昨年度より数も多くなっているかと思 います。そのため、推進活動に時間がかかる委員さん もいらっしゃると思いますが、推進できる範囲で一度、来月、</p>

<p>議 長</p> <p>大貫修一委員</p>	<p>7月の総会までにできる限り戸別訪問をいたされて推進をしていただき、名簿のほうに聞き取りの内容を記入して、提出いただきたいと思います。聞き取りをされた中で興味を示された方や、詳しく聞きたいなどありましたら、事務局のほうで説明に行きたいと思っております。また、名簿に書いていない方で心当たりのある方がございましたら、同様に推進のほうをお願いいたします。</p> <p>また、大きいA3の名簿で、加入できない年齢の方が書いてあるものがあります。こちらにも認定農業者になっている方でありまして、もしかしたら、この方の家族で後継者などがいらっしゃる可能性があるということで、併せて推進のほうをしていただければと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。特に先ほど会長からもありましたけれども、今年度から5年間は農業者年金の「特別対策地域」ということで、茨城県の中では鉾田市と筑西市が指定されております。こちらのほうなのですけれども、とても不名誉なことですので、何とか今年度目標の、こちらのほうは15名と今年度なっております。こちらを達成させないとならないため、今回は特に力を入れていただきたいと思います。</p> <p>続きまして、また年金とともに推進していただきたいものがありまして、農業新聞のカラーの申込書がお手元にあると思います。こちらにも農業者年金の加入促進とともに、もし購読していただけるような方がいらっしゃれば、併せてお願いをしたいと思っております。</p> <p>全国農業新聞におかれましては、5月の会長・局長会議にて、会長のほうで表彰を受け取ってまいりましたけれども、全国農業会議所から「普及拡張特別優秀農業委員会 増加部数の部」で、全国で第6位という形で表彰をいただきました。また、「全国農業新聞普及優秀農業委員会表彰」という形も受けました。</p> <p>さらには、茨城県から、令和3年12月の部数から10部以上の増加を達成した農業委員会として表彰を受けました。そのため、今回表彰を3つ受けており、表彰の翌年が部数が取れないということは、あまり部数も少ないかと思ひまして、できるだけ1人当たり1部の新規購読者をお願いしたいと思ひます。</p> <p>また、農業新聞とは別ですが、続きまして総会前に鹿行農林事務所土地改良部門のほうから説明がございました多面的機能支払交付金のアンケート調査につきまして、7月の総会までに提出のほうを必ずお願いしたいと思ひます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>それでは、その他について、また何かありましたらお願いします。はい。</p> <p>19番、大貫です。会議が終わる前に、先月の定例総会で、7月</p>
--------------------------	--

	<p>25日に暑気払いをやりたいと言いましたが、別に反対意見もなかったようなので、来月に行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。全員参加でよろしいですか。場所は、東野の宴処東を考へておりますけれども、今回は旧鉾田ということで、都合悪いという方はいませんか。今日、会議終わった後、正式に頼んでいきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。会費は1万円くらいで。</p>
<p>議 長</p>	<p>お願ひします。 はい、どうぞ。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>すみません。ただいまの暑気払いのお話なのですけれども、正式に決まりましたら、大貫委員さんのほうから教えていただければ、通知のほうを出してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、そのほかに何かありますでしょうか。どうでしょうか。 (発言なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>では、ないようなので、以上をもちまして議事日程を全て終了いたしました。慎重審議ありがとうございました。 以上をもちまして、鉾田市農業委員会6月定例総会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。 午後3時25分 閉 会 署 名 人 議長(会長) 8 番 委 員 9 番 委 員</p>